

岩手県告示第 607 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営石関地区土地改良事業（奥州市）に係る換地処分をした。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也